

京都府緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会  
京都府域道路啓開計画策定ワーキンググループ申し合わせ

1. ワーキンググループの目的

本ワーキンググループ（以下、「ワーキング」という。）は、京都府緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（以下、「協議会」という。）の規約第6条で定めたワーキングのうち、規約第5条（2）緊急輸送道路ネットワークの管理・体制に関する事項において、地震災害発生時に、早期に緊急輸送道路等を確保するため道路啓開計画の検討及び策定することを目的に設置するワーキングである。また、京都府域の関係機関が、道路啓開にかかる情報共有を行う体制構築のため、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき組織するものである。

2. 調整・検討事項

本ワーキングで情報共有・調整・検討すべき項目は、次のとおりとし、これらを道路啓開計画として取りまとめ策定するものとする。また、調整・検討事項に変更が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うものとする。

- ①対象地震及び被害想定
- ②主要拠点及び啓開ルートの検討
- ③指示連絡系統及び情報収集・連絡手段の確保及び運用方法
- ④発災時の行動計画
- ⑤道路啓開の作業要領及び手順
- ⑥人員・資機材・燃料等の備蓄・調達計画
- ⑦関係機関の役割分担及び道路啓開の担当割付
- ⑧訓練の実施計画

3. 協議会への報告

本ワーキングで策定した道路啓開計画は、協議会に報告する。

#### 4. ワーキングの構成

ワーキングの構成員は別紙のとおりとし、必要に応じて道路法28条の2の規定に基づく構成員の出席を求めることができる。

#### 5. 座長

ワーキンググループの座長は、別紙のとおり京都国道事務所長とする。

#### 6. 事務局

ワーキングの事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課、京都国道事務所管理第二課、福知山河川国道事務所道路管理課、京都府建設交通部道路管理課及び京都市建設局土木管理部道路河川管理課とする。

#### 7. 付則

この申し合わせは、令和6年 2月 2日から施行する。

この申し合わせは、令和6年 9月20日から改正する。

この申し合わせは、令和6年12月23日から改正する。

この申し合わせは、令和7年 8月 4日から改正する。

この申し合わせは、令和8年 3月 5日から改正する。

以 上

(別紙)

京都府域道路啓開計画策定ワーキンググループ

構成員

(●：座長)

機関名・所属	役職
国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路防災調整官
国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	所長 (●)
国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長
西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	課長
京都府道路公社 総務部 業務課	課長
陸上自衛隊 第7普通科連隊 第3科	科長
京都府 危機管理部 災害対策課	課長
京都府 建設交通部 道路計画課	課長
京都府 建設交通部 道路建設課	課長
京都府 建設交通部 道路管理課	課長
京都府 建設交通部 建築指導課	課長
京都府警察本部 交通部 交通規制課	課長
京都市 行財政局 防災危機管理室	室長
京都市 建設局 土木管理部	道路防災担当部長
一般社団法人 京都府建設業協会	専務理事
一般社団法人 京都府測量設計業協会	副会長
京都土木協会	会長
一般社団法人 京都道路建設業協会	会長
関西電力送配電株式会社 京都本部	チーフマネージャー
N T T 西日本株式会社 京都支店	次長

【事務局】

機関名・所属	担当課
国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路管理課
国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	管理第二課
国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	道路管理課
京都府 建設交通部	道路管理課
京都市 建設局 土木管理部	道路河川管理課